

## 第 56 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 8 月 3 日（木） 9：40～16：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川構成員、勢一智子構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 7：幼稚園を管理できる者の見直し（文部科学省）>

（大橋構成員）教育機関の中であっても、幼稚園のように義務教育でない部分についての委託の条件は自ずと変わってくるのではないか。

今回、地方公共団体の教育委員会が、教育上の監督権限を放棄し、全てを丸投げするような委託を考えているわけではない。様々な行政上の問題があり、自ら全て運営することは難しいので、例えば地元である程度定評ある私立や地方独立行政法人に委託できないかということである。

まずは、監督措置の中身等で貴省がどうしても譲れない条件を出していただき、そこが担保できれば一歩進めるといった議論をしないと先に進まない。責任の所在をはっきりさせた上で、具体的な監督措置の中身をお示しいただき、それでもなお具体的な支障があるかないかという議論をすべきではないか。

なお、先ほど出していたいただいた措置は清掃業務等であり、今回望んでいるものとは内容が合わない。

（文部科学省）これまでの経緯を説明したままであり、清掃業務等が委託できるからこれを、というつもりではない。

また、幼稚園とそれ以外の校種についての違いも踏まえているつもりである。その上で小学校以上の義務教育と比べ、幼児教育については、例えば権利に直接かかわる要素が相対的に少ないことは承知している。

一方で、子供たちにとって安定的、継続的に、質の担保がなされた上で、あるいは責任ある管理体制のもとで、日常の学校教育、幼稚園教育が行われる必要がある。管理運営、指揮監督については、きちんと担保される形で運営されることが必要であろう。

したがって、それに向けて提案団体の具体的な考えを踏まえ、どうすれば担保できるかという議論をさせていただくことが必要だと思う。具体的にはどうお考えか、お聞かせいただきたい。

（大橋構成員）これまでの議論の中で特に問題になったのが、公権力の行使や当然の法理である。教育行政一般にはその色彩が少ないことに加え、特に幼稚園行政については、その要素がかなり薄れてくると思う。これについても、先ほどの支障の具体的な検討の中で議論し、見切れるのであれば進んでいただくこともあり得るのではないか。

（文部科学省）一般的に公の意思といった理念を言うつもりではない。一方で最終的な責任は設置者がとらなければならないため、その構造をどのように作るかという議論になるものと思う。

（高橋部会長）実態を把握したいという積極的なコメントをいただいた。本件は、県内の法人が、受託はできるが市町村と設置主体になることには二の足を踏むといった実態や、奈良県においては公立に対する信頼が非常に強く、県としては公立幼稚園を維持したいという実態があり、公立を前提にしっかり管理できる体制を組んでやりたいというお話だと聞いている。関係府省と提案団体は直接接できないのがルールなので、事務局を通じ、どういう需要なのか、具体的に把握した上で、検討課題としてどのようなことが考えられるか、御検討いただきたい。

- (文部科学省) 具体的な話を伺いながら、具体的に検討させていただきたい。
- (高橋部会長) 閣議決定が12月に控えており、できれば2次ヒアリングまでに必要な検討はしていただきたいが、どのような手続が考えられるか。
- (文部科学省) 具体的にどういう条件を準備する必要があるのかということによるが、いたずらに引き延ばすつもりはない。
- (高橋部会長) 総務省に伺いたいですが、公立で設置した場合、管理の部分は地方公共団体の事務として自分で行うことは難しいということで、管理を受ける地方独立行政法人を設立することは、地方自治法に抵触しないと思うがいかがか。
- (総務省) 学校教育法上の考え方として、地方公共団体直接ではなくて地方独立行政法人でも構わないという考えを出していただければ、受ける側の地方独立行政法人は、公共的なものと民間に出せるものとの中間的な色彩を持っている法人であるので、十分考えられるのではないかと。
- (伊藤構成員) スケジュールであるが、中教審が平成16年に学校の管理運営のあり方についてという答申を出してからかなり年数がたっている。この間も構造改革特区や国家戦略特区の取組があることを踏まえ、是非、奈良県の実態も考慮して管理運営のあり方、切り分けをどの部分までできるのか、具体的に検討していただきたい。是非、年内に方向性を出していただきたい。
- (文部科学省) 中教審でも実証的な研究を行うと言われたのは確かに16年だが、実際にこれが動き出しているのが高校で、最近のこと。こういったことも実証的な研究の1つの例であろうが、いたずらに長く検討するということは考えていない。具体的にいただき、真摯に検討したい。
- (大橋構成員) 財政基盤のかなり弱い自治体や小規模な自治体があるので、類似の問題が十分考えられる中で、一定の質を高めた幼稚園教育を行う多様な手法を用意いただくことも非常に大事な過程だと思う。中教審の言うことと今回の提案は同じ方向を向いており、今回、手を挙げている自治体がやると言っているのだから、1つの社会実験のような機会として捉えていただきたい。そのような機運があるのであれば、地方独立行政法人への委託については快く引き受けていただき、制度管理をするようお願いしたい。
- (文部科学省) 今のような視点を頭に入れて検討したい。

<通番 50：教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化(文部科学省)>

(文部科学省) 教育委員会制度については、教育委員会が迅速な対応に問題があったのではないかと、あるいは責任の所在が教育委員会と教育長で曖昧であったのではないかとという批判、指摘を受け、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育委員会が教育長の上級庁であるということを示す「教育委員会が教育長を指揮監督する」という文言を削除し、「教育長が教育委員会を総理する、教育委員会の代表権を持つ」ということを明定したところであり、教育委員会が教育長の上級行政庁に該当しないということは、私どもとしては明らかであると考えている。

したがって、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求は、教育長に対して行われるものであるということが、現行法上の解釈あるいは立法過程及び改正過程に照らしても明らかであると考えており、教育委員会が教育長に委任した事務に係る行政庁処分について、今後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の解釈を各教育委員会に対し明確に文書で周知することを検討したい。

(高橋部会長) 厳密に解釈すれば確かにそうであり、この回答については行政手続室も含めて回答いただいていると思うが、地方公共団体としては、条文を見てもなかなか上級庁に当たるかどうかわかりづらく、現に取扱いがばらばらである。そういう状況であるが、通知の発出はいつ頃を予定しているか。

(文部科学省) ぜひ内閣府とも相談の上、できるだけ速やかに発出したいと考えている。

(高橋部会長) 仮に審査請求が出てきたときに自治体が間違った答申を出してしまうと、それだけで違法事由、答申が無効になってしまうという話になり、結果としては非常に重大なことになるため、早急に発出してもらいたい。通知についてはそのようお願いしたい。

その上で、今度は取扱いについてだが、現行法の解釈としては恐らくこの取扱いが正しいと思うが、ただ、行政不服審査法が長の処分に係る諮問について行政不服審査会を置くこととして、

委員会については行政不服審査会を置かないという取扱いにしたのは、コンメンタールなどを見ると、委員会は元々の処分を合議体で行っているため、あえて合議の行政不服審査会を通さなくていいということだと思うのだが。

(小早川構成員) 審査の合議体であるということ。審査請求の審査。

(高橋部会長) そういった意味で教育長が審査庁になると、行政不服審査法の趣旨と合致しているのか。わざわざ長だけ諮問を要し、委員会について外しているという行政不服審査法の趣旨からすると、教育長という単独の行政庁が処分した場合について、要するに教育長が最上級行政庁として審査庁になるというのはどうなのか。つまり現行法としてはそれでいいと思うが、立法政策上どうなのかということである。

(文部科学省) 申し訳ないが、その論点は伺っていなかったもので、持ち帰って検討したい。

(小早川構成員) 検討を追加していただくのであれば、既に議論が出ているかもしれないが、公安委員会と警察本部長の関係など、そういうものも横並びで視野に入れていただきたい。

(文部科学省) これに関しては他の行政委員会との並びというのは法制上、絶対に出てくる話だと思っている。先ほど持ち帰り検討させていただきたいと回答したが、一方で我々が所管している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の体系の中でとじる話なのかという点は別途あるため、全体感を持って検討したい。

(高橋部会長) その点は法制的な話であるため、ぜひ2次ヒアリング前に事務局を通じてよく調整していただきたい。

(大村次長) 今の立法政策上の根本的な指摘について、立法のときには行政不服審査の対象についての議論はなかったのか。

(文部科学省) 前任者に聞いた限りでは、そういう議論はなかった。

(高橋部会長) 特殊な改正経緯があったので、そこまで議論が及ばなかったのではないかとよく検討し、早目に回答をいただきたい。利害調整の関係がない法制的なものであるため、よろしく願いたい。

#### <通番6：家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和（内閣府・厚生労働省）>

(高橋部会長) 代替保育が必要となるケースは、実態として月に数日程度と聞いている。家庭的保育事業等の実施要件として、代替保育の提供を行う連携施設を確保しなければならないという現行の要件は、厳し過ぎるのではないかと。

(厚生労働省) ある程度の定員数があり、保育士の入替えが可能である認可保育所の場合と異なり、家庭的保育事業は定員が5人以下であり、職員が少ない状態で実施するため、代替保育が必要となる場面がある。連携施設の確保については、5年間の経過措置を設けており、事業者の負担は承知しているが、保育所と同等の保育を地域型保育事業においても実施できるよう、代替保育の提供を含めた連携施設の確保をお願いしているところ。

(高橋部会長) 地域型保育事業所間による連携や、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の活用によって、代替保育の提供部分についての要件緩和は可能ではないかと。

(大橋構成員) 繰り返しになるが、連携施設の3要件のうち、保育内容の支援や、卒園児の受皿設定については、現行の連携施設が必要ということは理解できるが、代替保育の提供については、実施件数が非常に少ない中で、認可要件とするほど重要な要素ではないのではないかと。仮に重要な要素であるとしても、個人経営も含む地域型保育事業者に対し、入所児童の受入れで手一杯になっている保育所等に連携協力を依頼することを、地域型保育事業の開始前段階の要件としているが、これは厳し過ぎるのではないかと。当該要件を認可要件から外す、あるいは、要件緩和する等できないかと。

(厚生労働省) 連携施設を確保することの難しさは認識しているところであり、先駆的な取組事例を各自自治体へ周知している。

(高橋部会長) 代替保育の提供に関する要件についてのみ、連携施設の要件から外すことはできないかと。

(厚生労働省) 連携調整を行う際の人件費や旅費等、連携施設の確保に要する経費が公定価格の中に算定されている。連携施設の3つの要件を分離するには、公定価格についても考慮する必要がある。本来、連携施設の確保は、この3つの要件を実施するというところで、1つの地域型保育事

業所に対し1施設に限っているが、全て同じ連携施設である必要性はないと考える。すなわち、A、B、Cという要素について、本来なら全て同じ連携施設において提供する必要があったが、Cの代替保育のみを切り分けることについては、検討の余地がある。

(高橋部会長) Cについて、今の連携施設でなくてはいけないのか。

(厚生労働省) それも含めて検討の余地はある。

(伊藤構成員) 保育内容の支援や卒園後の受皿に関しては、当然、保育所と認定こども園と幼稚園に限定されるだろうが、代替保育の提供については、それら以外の施設形態も含めて、代替保育の機能を担うことが可能な施設で、かつ、質が確保されるのであれば、検討の余地があるということではどうか。

(厚生労働省) この3つが、地域型保育事業において外せない要件であるということは御理解いただきたい。その上で、基本的には保育所、認定こども園、幼稚園が連携施設として適切だが、代替保育の提供のみが問題であるとの意見を受け、代替保育の提供を行う施設の類型について検討する余地はある。

(高橋部会長) では、3つの要件は要求する一方で、代替保育については別の施設類型を考えるとできるということではどうか。

(厚生労働省) 3つの要件が切り分けられるかどうかも含め、もう少し検討したい。

(高橋部会長) 今後の検討スケジュールについては、どのように考えているか。

(厚生労働省) 昨年と同様のスケジュールで検討を進めたい。

(大橋構成員) 当該提案については、練馬区や京都市のような都市部だけでなく、徳島県や大村市などの地方部も提案団体となっており、地方自治体から幅広く要望があることを前提に検討いただきたい。

(厚生労働省) 自治体の要望は承知しているが、現在は5年間の経過措置を設けており、連携施設の確保状況の実態を見ながら考えていくべき問題。できるだけ今の連携施設の確保を進めていただきたいというのが、こちらの基本的なスタンス。

(高橋部会長) 現在の連携施設の確保率については、いかがか。

(厚生労働省) 家庭的保育事業については、特に厳しいと聞いている。

(高橋部会長) 実際の確保状況を見て、柔軟に対応いただきたい。

(小谷参事官) 1点確認したい。連携施設については、保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受皿の設定とあるが、現行でも、それぞれ別の施設での設定が可能であると承知していたが。

(厚生労働省) 現行でも、それぞれ別の施設での設定は可能である。施設類型も含めて考えたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングに向けて、事務局と調整いただきたい。

#### <通番1-②：保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（居室面積基準の緩和）（内閣府・厚生労働省）>

(高橋部会長) 居室面積基準の緩和を行っている大阪市では、事故防止研修の実施や施設との連携のようなソフト面の対策を付加することにより、保育の安全性を担保していると聞いている。このような取り組みは、他の地域でも実施可能だと考えられる。「従うべき基準」である居室面積基準を「標準」にしても、他のソフト面の対策により安全性を確保することは可能ではないか。

(厚生労働省) 保育の実施にあたり、ハード面もソフト面も両方とも重要。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中でも、平成21年の地方分権改革推進委員会の第3次勧告の中で、特に保育の深刻な悪影響を生じるというものについてのみ、全国一律の最低基準として、例外的に残されている。その最低基準の中に人員配置基準と居室面積基準、人権に直結する運営基準に限り「従うべき基準」とされたところ。また、各自治体においても、上乘せ規制をしていることもあり、昨年も待機児童対策として条例で上乘せ規制しているような自治体に国の基準までできるだけ引き下げるよう指導したが、国の最低基準まで引き下げた自治体はなかった。また、海外においても、保育室の面積の国際比較でも、日本はどちらかといえば低い方であり、アメリカは州によって異なるが、例えば10.7平米など、イギリスは3.7平米、フランスは6から7平米であり、現行の基準は最低限必要。

(高橋部会長) 基準が不要と言っているわけではなくて、例えば保育士の加配や事故発生防止のための監視体制等の確保により、合理的な範囲での基準の引下げが可能なのではないか。

(厚生労働省) 保育というのは養護と教育という内容が児童福祉法上位置づけられており、特に幼児教育という意味での保育の位置づけは非常に大事になっていることから、安全性だけの話ではなく、教育的な環境が必要ということを理解いただきたい。

(高橋部会長) 職員を加配すれば、保育の質は良くなるのではないか。

(厚生労働省) 職員配置については、施設や自治体により、独自に加配をしているのが現状。具体的にどのようなソフト面の対策があれば保育の質が担保できるか、定量的な根拠を示すことも難しい。

(大橋構成員) 大阪府内では、22の市町村で待機児童が発生しているにも関わらず、地価の要件で3市しか特例要件に該当しない。地価要件については、東京圏が圧倒的に高いため、3大都市圏の平均値は東京圏の値に引きずられている。3大都市圏というのは一つの指標として便利な数字であるが、待機児童対策を実施するに当たって本当に合理的な数値なのか疑問である。例えば、大阪府の茨木市では、待機児童の要件は満たすが、地価に関しては、3大都市圏の平均値には及ばないにもかかわらず、全国的には高い値になっている。地価の要件が地方の実情に合わないため、今回の提案につながっているところである。例えば、地価の要件は、全国平均値を超える地域に緩和しても合理性があるのではないか。

(厚生労働省) 保育所整備について、地価が一つの問題になっていることは認識しており、賃借料加算等の土地確保対策は実施している。ただ、大阪府の地価は、東京都の3分の2程度であり、人口も減少傾向である。保育の受皿確保が困難とのことだが、地価が大阪府を上回る東京都の自治体でさえ、居室面積基準は国の基準より上乗せしながら、保育所整備に苦勞しているところ。本来ならば、東京都等から居室面積基準の緩和が求められそうであるが、東京都等には、居室面積基準等を国の基準に下げるよう求めても断られている実態もあり、我々としては、大阪府が保育の質をどのように考えているのか疑問に思っているところ。

(大橋構成員) 今回、居室面積基準が「標準」となる要件を、東京という非常に特異な地域に引張られた数字を反映した基準で設定することや、数年すれば児童数の減少が予測され、施設の減少もある程度見込まれる段階で、現行の基準をもとに施設整備を進めなければならないのでは、将来的には不合理になるところもあるので、このような状況にある中での待機児童問題について、地価が高いというところについてもう少し柔軟な数字を使っただけないかという提案である。

(厚生労働省) 今年6月に発表された子育て安心プランの中では、全国で32万人の受皿を整備することになっている。児童数は減っているが、利用率は上がっており、利用者数も増加している。来年はその受皿整備について、追加で1,000億円程度必要と言われるほど、現在、受皿整備が必要となっている。数年後にピークアウトすることを考えるのであれば、例えば賃借物件を中心にした小規模保育事業の整備を行う等の工夫も必要。このような順序を省略して、いきなり居室面積を減らすという優先順位は理解しにくい。

(大橋構成員) 問題は保育の恩恵を受けられない人が多くいる中で、現在認めている特例を少し緩和していただければ、保育所に入ることができない不幸な人を減らすことができることから、地価の要件を少し緩和するというのは合理性があると思うが、対応できないか。

(厚生労働省) 現行の基準は、保育の質を確保するための最低基準であり、待機児童を減らすために、面積基準の範囲内での120%まで定員超過を認める等の対応をしているところ。

(高橋部会長) 東京都等は他の自治体と比べて、行財政能力が高い。東京都等で基準を上乗せしているからといって、他の自治体も現行の基準どおり、一律に居室面積を確保すべきであるとか、面積基準の緩和はできないといった主張は、地域の実情を理解していないと思われる。また、地方自治の観点からいって、地域に責任を持つ自治体が、現に発生している待機児童の問題を解消するために、特例措置の余地を広げて欲しいという提案をしているわけであり、保育の質を確保するために一律に対応不可と主張するのではなく、制度の見直しを検討いただきたい。

(厚生労働省) 待機児童対策のために、逆に保育の質が落ちるといえるのは問題だと思っている。子育て安心プランでも、保育の受皿確保と保育の質の確保は、車の両輪とされている。

(高橋部会長) 居室面積基準だけで保育の質が担保できるわけではなく、面積基準を下げる代わりに別の方策によって、質の確保ができないか。

(厚生労働省) 面積基準と配置基準は、保育の質を担保するためにも、一番重要な部分だと言われ

ている。部会長が指摘されたような方法で保育の質が担保できるとは思えない。

(大橋構成員) 現在、実施している居室面積基準の特例措置は、特例だからといって保育の質が低下するような設定はされていないと考えられることから、恩恵を受けられる自治体の範囲を少し広げていただけないか。

(高橋部会長) 要望を踏まえ、特例の拡大に係る合理的な範囲があるか、また、特例期間は当分の間とするよう、地方の立場から検討いただきたい。

<通番 1-①：保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（職員配置基準の見直し）（内閣府・厚生労働省）>

(高橋部会長) 提案は、年度途中で児童の年齢が上がることによって配置基準上、保育士に余裕が出た際に、待機児童を入れたいという趣旨である。失職等により、保育士の地位が不安定になるような懸念はないと思われる。

(厚生労働省) 保育所では、年齢別に認可定員を決めており、年齢毎に配置基準も施設基準も異なっている。0歳、1歳の場合は、成長速度がかなり異なるが、2歳、3歳程度になれば年齢別に保育を行っており、学校と同じようなクラス分けをしている。保育士の失職というより、公定価格も年齢によって異なり、年度途中で変更が多いと保育所の経営が不安定になることが一番の問題。また、年齢毎に公定価格の請求が変われば、事業者の事務が煩雑になる。また、自治体側の問題として、実年齢毎の請求となった場合に、事務が煩雑化し、本当に請求システムが市区町村で機能するか疑問に思う。

(高橋部会長) 確かに市区町村の事務は煩雑化するかもしれないが、承知の上で提案団体は提案している。全国一律に見直していただきたいということではなく、待機児童発生時には提案内容のような配置基準も制度上可能にして欲しいという提案である。

(厚生労働省) 民間保育所の場合は、公定価格の単価が変動すれば、経営が不安定になると懸念されるが、保育事業者と市区町村との間で理解されながら提案しているか疑問に思う。公立保育所の運営費は、地方交付税措置となっている。

(高橋部会長) 公定価格が複雑になることが想定される民間保育所も提案に含めていると理解してよいか。

(小谷参事官) 公定価格と連動させるかどうかは、制度設計のときに議論ができと思っている。確かに事務が煩雑になるかもしれないが、自治体の判断により活用できる仕組みということもあり得ると考えている。

(厚生労働省) 公立保育所の場合についての検討をしていなかったもので、総務省と相談する必要があるが、実際にこの提案が民間か公立保育所のいずれを指しているかわからない。

(高橋部会長) 事務局を通じて確認していただきたい。宇治市の提案については、具体的な条件設定案を配付した。内容を簡単に説明すると、例外的に年度途中で保育士等が退職するような緊急時の場合で、経営が不安定になる場合において、例えば①クラス内の児童の集団生活の適応や平均的な発達状況は年度当初の満年齢児童の標準を上回っていると認められる期間に限る、②当該団体内で待機児童が発生している、③特例を認めなければクラス編成や新規児童の受け入れは困難であることなどの様々なおそれがある場合に限った上で、保育の質の担保措置を講ずる場合に、代替保育を一時的にやむを得ない措置として認めていただきたいということである。

(厚生労働省) 職員配置基準の提案は、対応が困難。自治体では保育士の数を加配している状況であり、子育て安心プランでも保育補助者が保育士になれるように支援を強化し、保育士数を増やそうと進めている。提案していただいた巡回支援指導員というのは、今年度から予算をつけて、監査指導部局と連携して第三者的な立場から指導する者を想定しているので、配置基準の緩和を進める配置ではない。

(高橋部会長) 保育の質を上げるという趣旨は理解できるが、実際に地方公共団体の中で待機児童が発生するようなおそれがある場合には、運営上の問題が大きい。次の年度は保育士等を確保することを前提とし、例えば、12月頃に退職した場合、残りの年度内3カ月程度は保育補助者等での代替を特例的に認めるなどしていただくと、施設経営面や保育士の就職環境面等の負担が減るのではないか。

(厚生労働省) 基本的には、必要最低限の保育士がいることを前提にして児童が預かれるというの

が、こちらの考えである。今年の予算では1,000億円の処遇改善という形での保育士確保を進めたり、再就職支援及びキャリアアップの仕組みを構築したりすることにより、保育士不足に対応しているところ。

(高橋部会長) 確かに緊急な相談システムというものはあるが、年度途中で保育士等が退職して、保育士・保育所支援センター等に協力依頼して代わりが見つからない場合、どうなるか。

(厚生労働省) その場合は定員削減ということになる。

(高橋部会長) 施設運営者としては、今までいた児童の定員を削減するというのは、保護者としてもかなり大変なことなのではないか。

(厚生労働省) 保育士が確保できないとはよく聞かすが、実際としては加配されているため、保育士がいなくなったことにより、預かれる児童が少なくなったという事実は承知していない。

(伊藤構成員) 提案団体としては、社会福祉協議会、ハローワーク等に働きかけても、保育士が年度途中で退職した場合には代替保育士の確保ができないとのことである。このような場合、先ほど示したような特例的な措置を、年度終了までの間に限って認める余地はないのか。

(厚生労働省) 自治体に対して様々な人員確保策支援を行っているところであり、宇治市における人材確保支援策の活用状況を確認しないと何とも言えない。職員配置基準というのは保育の質において一番大事であり、まず人材確保策を各自治体において行っていただきたいと思っている。

(高橋部会長) 事務局を通じて、宇治市の実態を確認した上で検討していただきたい。

(磯部構成員) 貴省の人材確保支援策を全て活用したら、このような提案が出てこないと考えているのか。

(厚生労働省) 各自治体において、当然、人材確保策は実施しているが、自治体によって温度差があると認識している。

(大村次長) 各自治体がいろいろなツールを使って人材確保策に努めた上で、本当にもう限界なのだということを確認できれば検討いただけるということか。

(厚生労働省) 職員配置基準が一番重要であり、先に配置基準を見直すことによって、人材確保することは、本末転倒。総合的な人材確保策も含めて受け皿整備をしていただきたいとお願いしている。

(大村次長) 居室面積基準の提案もだが、各自治体でもぎりぎりのところまで頑張っていて、いろいろな知恵を使って、その上でその実情に応じて質の確保はしているという前提で提案しているということであれば、前向きに検討いただきたい。

<通番1-③：保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（保育所等の児童福祉施設における食事提供方法の緩和）（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

(高橋部会長) 構造改革特区における保育所の外部搬入についての検討状況はいかがか。

(厚生労働省) 満3歳児未満に対する食事提供については、アレルギーや体調不良時の対応、発達段階に応じた食事提供に加え、食育や保護者への支援も非常に重要。構造改革特区の評価・調査委員会においても慎重な検討が必要であると指摘があり、未だ結論が出ていない。一方で、家庭的保育事業については、調理員確保等の負担を鑑み、構造改革特区の議論と切り分ければ、検討の余地はある。構造改革特区の結論に先んじて結論が得られるかどうか、断言はできないが、今年度中に何らかの方針を決めたい。

(高橋部会長) 承知した。構造改革特区における議論内容について少し触れるが、外部搬入を実施している施設は、規模的に自園調理が難しく、ノウハウの面でも危機対応能力や運営能力に乏しい場合が多い。施設規模等も照らし合わせた上で、食事提供における弊害の主因を丁寧に分析していただきたい。

(厚生労働省) 構造改革特区では、公立保育所における外部搬入を実施しているところであり、施設規模の問題というよりは、できるだけ安価で効率的に食事提供を行いたいという自治体の意向が反映されている印象がある。

(勢一構成員) 外部搬入の問題は、提案募集制度の創設年から提案されており、自治体としては、食事提供の方法について、規制緩和されれば、施設整備を進めることができるという見通しがあり、期待している状況である。何らかの形で検討を進めていただきたい。

(厚生労働省) 可能な限り速やかに検討を進めたいが、適切な保育を提供するという観点から、検

討が必要なことは御理解いただきたい。

(大橋構成員) 3歳未満児への食事提供について、3歳以上児への食事提供に比して難しい問題があることは理解しているが、3歳未満の保育の受皿については、多様な施設形態が用意されているにもかかわらず、自園調理の原則が弊害となって受皿整備が進まない状況にある。アレルギー等への対応に関する調理のポイントや搬入のノウハウ、入所児童の特性把握について、事業者を求める水準を設定し、その水準を確認することができれば、外部搬入によっても適切な対応が可能ではないか。現状の外部搬入における不足要素について具体的に明らかにすることはできないか。

(厚生労働省) 発達段階に応じた離乳食は4段階を基本としているが、外部搬入による食事提供の場合には、1段階のみでの提供や、弁当持参による対応を行っているケースが見られる。また、体調不良児に対する食事提供については、きめ細かな対応が必要であり、そもそも外部搬入によって対応ができるかが問題となっている。本来あるべき保育を提供するに当たり、効率性の部分も含め実施可能な内容について、構造改革特区における議論がされているところ。

(高橋部会長) 構造改革特区の評価に際して行われた調査の結果によれば、外部搬入の実施に際して、マニュアルが未整備であるとか、覚書が取り交わされていない状況も多かったが、外部搬入を実施する体制が整っている場合に限り、外部搬入の実施を認める方法をとることはできなかったのか。

(厚生労働省) マニュアルやガイドラインを整備したからといって、日々のきめ細かな対応が可能となるわけではないという議論も、構造改革特区の評価・調査委員会における議論の一部であった。

(高橋部会長) 構造改革特区において外部搬入を実施するに当たり、制度設計に 瑕疵 があつたのではないか。

構造改革特区の評価・調査委員会において、よく議論していただきたい。また、家庭的保育事業については、構造改革特区の議論とは別に検討いただきたい。

(厚生労働省) 家庭的保育事業の部分については、年度内には方向を示したい。

(厚生労働省) フォローアップに関連し、本年の提案として、児童発達支援センターにおける外部搬入の提案をいただいているところ。当該提案については、保育所における食事提供に加えて、摂食障害やえん下障害への対応等、より難しい問題があると認識しているが、考え方としては、保育所の議論同様、構造改革特区の議論状況を見ながら検討したい。

(高橋部会長) 大変前向きな御回答でありがたい。児童発達支援センターの部分についても、引き続き検討をお願いしたい。

<通番1-④：保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」等の見直し（一時預かり事業）（厚生労働省）>

(高橋部会長) 提案は、一定の条件下で、「子育て支援員研修修了者1人」又は「保育士資格を有しないが、当該施設で十分な業務経験を有する者1人」による一時預かり事業の実施を求めるもの。現行で、家庭的保育者を保育士とみなすことができるが、家庭的保育者には、提案団体の求める「子育て支援員研修修了者」や「保育士資格を有しないが、当該施設で十分な業務経験を有する者」は含まれないのではないか。

(厚生労働省) 現行制度で、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の場合に、職員配置が緩和されているので、提案団体の要望に対応できると考えているが、対応できない部分があれば教えていただきたい。

(小谷参事官) 提案団体には家庭的保育者がいないので、家庭的保育者以外についても緩和を求めている。

(厚生労働省) 家庭的保育者には子育て支援員研修修了者が含まれるため、現行で対応できるのではないか。

(高橋部会長) 提案団体は、子育て支援員研修のみ受講して家庭的保育者認定研修を受講していない者に対する緩和を求めている。子育て支援員研修のみ受講して家庭的保育者認定研修を受講していない者は、現行で家庭的保育者に含まれるのか。

(厚生労働省) 子育て支援員研修の中に、放課後児童クラブや家庭的保育の研修が位置づけられて



いる。家庭的保育に関する子育て支援員研修は1週間程度で受講できるため、最低限、受講していただく必要がある。

(高橋部会長) 1週間の研修であっても、研修修了者がいない自治体もある。

(厚生労働省) 提案団体の求める内容が現行で対応できるかどうかは、家庭的保育者の解釈の問題であるため、宿題にさせていただく。家庭的保育事業以外の専門コースを受講した子育て支援員研修修了者であっても、一時預かり事業を実施したいという提案趣旨だと理解した。

(高橋部会長) 他に、保育所の業務経験者についても緩和していただきたい。一時預かり事業は、保育所で実施されることが多いが、保育所の実務経験があれば、一時預かり事業を実施できるのではないか。

(厚生労働省) そもそも、預かりと保育は違う。一時預かり事業は保育所と同じような配置基準になっているが、預かりの要素があるので、保育士の数について保育従事者の2分の1以上という緩和がなされている。また、子どもの数が3人以下の場合について、家庭的保育者を保育士とみなすという緩和もしている。保育所と一体的に事業を実施している場合であっても、一時預かり事業として必要とされる一定程度の知識、経験を有する者を配置しなければ、安全性が確保できない。一口に保育補助者と言っても能力に差があり、保育所の実務経験があることを理由に緩和を認めることは難しい。

(高橋部会長) 一定の要件を設定する等、検討の余地があるのではないか。

(厚生労働省) 提案団体の要望を精査し、個別具体的に検討しなければならないと思料。

<通番5：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施要件緩和（厚生労働省）>

(高橋部会長) 検討スケジュールについて、どのように考えているか。

(厚生労働省) 8月10日まで実態調査を実施しており、その結果をみて検討する。予算に関わる話であり、スケジュールを明確にすることは難しいが、通常、年末までに検討することになる。

(高橋部会長) 予算当局とも交渉するのか。

(厚生労働省) 然り。会員数要件を緩和した場合、補助金の対象が増加する。ファミリー・サポート・センター事業は消費税財源を活用しており、財源が厳しいため、予算増額の規模を把握しなければ検討の見通しが立たない。平成25年度に実態把握を行い、会員数100人以上の要件を50人以上に引き下げた経緯があるので、状況変化等を含め、まずは実態把握を行う。

(高橋部会長) 承知した。では、2次ヒアリングまでに検討できるか。

(厚生労働省) 2次ヒアリングの時点で実態把握はできていると思うが、最終的な予算決定は、2次ヒアリングより後になる。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに、実態や予算増額の規模を把握されるということによいか。

(厚生労働省) 実態については、現在、地方分権改革推進室と共同で調査を実施しているが、予算増額の規模については、補助金の金額設定等により決定されるため、2次ヒアリングまでに明確にできるとは限らない。

(高橋部会長) 承知した。2次ヒアリングまでに、検討の方向性を明らかにしていただきたい。

(大橋構成員) 実施場所について、原則自宅だが、例外として、会員と子どもの数における1対1の体制が確保される場合には、借り上げた施設で実施することもできると現行で解釈可能か。

(厚生労働省) 然り。要綱上、解釈しづらい部分があるので、書きぶりを検討したい。

(大橋構成員) 要綱には、借り上げた施設で実施する場合は対象外と記載されており、現行では解釈できないと思う。

(厚生労働省) 解釈の問題だと思料。

(大橋構成員) 解釈の問題ではなく、現行の書きぶりでは補助対象に含まれないと自治体は考えるだろう。現行で可能ならば、書きぶりを早期に見直すことはできないか。

(厚生労働省) 自治体が解釈を容易にできるよう、検討したい。

(大橋構成員) 実施場所が自宅でなければならないことがネックとなり、事業を拡大できない自治体もある。地方の要望と国の見解が合致しているため、あとは地方に周知するだけである。

(厚生労働省) 自治体への周知方法も含め、検討していきたい。

(大橋構成員) 要綱のただし書きの後半部分を改正することになるか。

(厚生労働省) 然り。

(勢一構成員) 会員数について、予算措置の問題をクリアできれば、現行の会員数 50 人より少ない人数でも運営に支障がないということか。

(厚生労働省) 50 人より少ない人数で運営に支障がないかも含め、実態を把握できておらず、現時点で、財源の問題がクリアできたら実施できるとは言いきれない。ファミリー・サポート・センター事業は、一定の組織体制の下で運営する必要があるため、実態を把握した上で検討する。

(勢一構成員) 現行で会員数 50 人以上としている根拠が、提案実現の障害とはならないか。

(厚生労働省) 必ずしも会員数が 50 人以上でないと事業が成り立たないと考えているわけではないので、第一次回答において、否定的な回答はしていないところ。

(高橋部会長) 実施場所について、例外として、会員と子どもにおける 1 対 1 の体制が確保される場合、借り上げた施設で実施することもできるとのことだが、1 対 1 の体制は人員配置の問題であり、実施場所は、事業を実施する上での根幹ではないのではないかと。現行では、実施場所を原則自宅としているが、自宅だと構造上危険があるので安全な広い部屋で預かる方が安心といった声もある。安全性が確保されていれば、預かり場所を原則自宅とする必要はないのではないかと。

(厚生労働省) ファミリー・サポート・センター事業は、相互扶助を目的としており、創設時は自宅で預かりを行い、外出しないことを前提とした。施設の借上げを行う場合は費用がかかるが、実際に公民館の一室を借りてファミリー・サポート・センターの預かりを実施しているケースもあり、既に地方の実情に応じて運営されている。通知上は原則 1 対 1 と記載しているが、実際には既に様々な手法で実施しているところがあると思う。

(高橋部会長) 実施場所について、安全性が確保されている施設を原則にすることもあり得るのではないかと。

(厚生労働省) 実施場所については、周知の仕方次第で支障が解決すると思料。

(高橋部会長) 大橋構成員から、実施場所について、ただし書きの後段について言及があったが、原則の記載についても合わせて検討していただきたい。

(厚生労働省) 現行の書きぶりで、実態として自宅以外の借り上げた施設で実施している例もあるので、自治体は理解されていると思う。

(高橋部会長) 現行の書きぶりでは、自治体は、自宅以外の実施をためらう。自宅以外の借り上げた施設で実施している実態を反映した書きぶりをするよう、後段と合わせて、全体の検討もしていただきたい。

(小早川構成員) 文章を見れば誰でも厚生労働省の方針が分かることが重要であり、本心は厚生労働省に聞かないと分からないというのは、不都合ではないか。

(厚生労働省) 自治体からの提案は、後段の内容が分かりにくいということではないか。原則自宅であることの見直しは、提案の中には入っていないと思う。

(高橋部会長) 提案は、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での子どもの預かりを可能とすることを求める内容で、それに関連して、原則自宅であることの見直しをすべきではないかという話をしている。事務局から、何か意見はあるか。

(小谷参事官) おっしゃるとおり。

(厚生労働省) 全体を分かりやすい文章に変えたいと思う。

(高橋部会長) 全体の書きぶりの検討をお願いします。通知で規定されているため、頻繁に変えられるはずだ。早期に対応していただきたい。

(厚生労働省) 現行の通知を見て運用している自治体もあるため、混乱がないよう実施したい。

(大橋構成員) 対象を拡大することになるため、自治体の不利益は出ないと考えられる。早期に対応していただきたい。

#### <通番 8 : 児童養護施設における医療的ケアの充実 (厚生労働省) >

(高橋部会長) 基本的には提案に沿った形での御検討が検討会の答申でも出されたという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 直接、看護師加算についての文言はない。しかし、施設の小規模化をさらに進めていく上で、この 15 人要件というのはどういう形で、どのように考えていけばいいかという点が当然課題になってくる。過去の経緯を見ても、当該要件は改正を行ってきている。また、被虐待児の中には低身長や低体重、様々な医療的ケアが必要な児童も相当いるといった

ことも踏まえて、検討させていただきたい。

(高橋部会長) 検討のスケジュールはどうか。

(厚生労働省) 国の予算になること、また検討会の報告書で提案いただいたことや、来年の予算も含めて検討を進めていきたい。

(高橋部会長) 予算というと、基本的には概算に乗るということか。

(厚生労働省) そこは省内の全体の枠との調整になるが、色々な要素の中で小規模化にも対応できるような看護師配置が求められているので、現時点ではこうすると言いつらいが、予算編成過程も含めて考えていきたい。

(大橋構成員) 最初に県内1カ所から始め、拡充するという方向で、施設自体の小規模化が国の方針として進められてきた。施設が小ぶりになれば、そこにいる児童数も小ぶりなものになってくることから、15という数字が、緩和してきたとしても、大きい数字になってきている状況にある。例えば、今回相談があった兵庫県だと、その基準に合うところが、18施設のうち1施設という対応になっている。児童養護施設の法律上の義務付けや国の責任という観点から、ここの支援を拡充することが仕組み全体の中では必要と思うので、ぜひ前向きにお願いしたい。

(伊藤構成員) 提案団体からすると、今まで現行の基準でやってきたところで、今後も看護師等の人材不足が予想される中での提案である。必ずしも看護師を必置で配置することではなく、機能的に代替できるような医療的ケアの仕組みを構築することを含めて検討いただければ、この提案団体の趣旨に沿うものと理解しているので、よろしくお願いしたい。

#### <通番 29：給水区域の縮小に係る許可基準の明確化（厚生労働省）>

(大橋構成員) 今の法律に基づいては、給水区域の縮小に係る許可のところは全く入っていない形となっているものについて、きちんとした要件、給水区域を廃止した後の水の手当てについて適切に考えているかということや、きちんとした手続で、どういう手順で廃止まで行っていくかということについて、規定が明文で省令に置かれるということだと理解してよいか。

(厚生労働省) そのとおり。

(大橋構成員) その場合をお願いしたいのは、今回こういった提案が出てきた背景には、1つは水道法の法律の条文がここまであっさり作ってあるので、そういう意味での概観性がなかったということについてのお尋ねという趣旨と、今、全国的に人口減少社会で、これからの水道を取り巻く環境が厳しいものもあり、特に量や人数の問題だけではなく、水道を扱う人間というか、地方公共団体のマンパワーも、昔のような、専門家が必ずいるというような地方公共団体ばかりではないことを前提とすると、もちろん省令できちんと規定していただいた後に、許認可手続や廃止手続に伴うもろもろの処理について、かなり丁寧なものを明文化して、見えるような形で示すということをしてもらうことが、おそらくこの提案の先につながるようなところであると思われるので、この点について配慮して、是非丁寧に、省令とそれを具体化する基準や手続が見えるような形で、一括整理することをお願いしたい。

(厚生労働省) 現在、水道事業の新設や、逆に区域の拡張をする際の認可についてはかなり詳細に基準の解説であるとか、どういう資料を用意しなければいけないかということ解説したものを作成して、全国の水道事業体や都道府県等にお示ししているところである。その中に、この休廃止する場合については、これまで事例もなかったものであることから、全く記載はなかった。しかしながら、そこをきちんと省令の整備と併せて整理をして、具体的にどういう書類を用意して申請してもらえばいいのかということも明らかにして、手続がきちんと進められるようにしたいと考えている。

(高橋部会長) 水道法の改正法案というのは、他にもいろいろなたくさん項目があるのか。

(厚生労働省) 全体で言うと、水道の基盤強化を図ることが目的であり、他の柱としては、広域的な連携の推進や、適切な資産管理などがある。実は小規模な水道事業では水道施設の台帳も十分に整備されていない場合があるので、そういったことをきちんと義務付けるということや、あとは官民連携の推進ということで、具体的には、いわゆるコンセッション方式と言われる民間事業者に施設の運営権を渡して事業を運営していくというような方法を水道事業の中にも位置付けるということで、そういったもろもろの内容を含んだ改正案となっている。

(高橋部会長) 是非、早目に成立することを当方では願っている。では、引き続き、よろしくお願

いしたい。

<通番 39-1 : 文化財保護行政を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和（内閣官房、文部科学省（文化庁））>

（高橋部会長）平成25年12月13日の文化審議会文化財分科会企画調査会で報告された文化財保護行政上の4つの要請について、政治的中立性等の担保は別の方法により可能であるとの提案があったが、いかがか。

（文化庁）「専門的・技術的判断の確保」や「政治的中立性、継続性・安定性の確保」等の担保については、自治体の提案にもあるように、地方文化財保護審議会の活用が手法の一つになり得ると考えている。

ただし、現在、文化審議会企画調査会において、文化財保護法改正に向けた議論がされており、その中で別の方法等が出される可能性もある。

（伊藤構成員）文化財保護行政上の4つの要請については、必ずしも独立した行政委員会制度をとらなくとも、地方文化財保護審議会の活用や、総合教育会議の活用など、首長部局が教育専門性を持った方々と連携して取り組んでいくような仕組みが考えられる。

また、自治体によっては従来どおり教育委員会が担当することを選択するところもあると思うが、文化経済戦略特別チームというものも設置され、経済戦略という方向性からも、今後、観光やまちづくりとの連携がますます必要になってくるため、柔軟に考えていただきたい。

さらに、提案団体のような自治体はかなり増えているということも、文化審議会企画調査会でもご紹介いただきたい。

（高橋部会長）首長部局が一体的に運営することにより、例えば予算配分の問題や意思決定の迅速化という点で、より一層、文化財の活用の道が広がる可能性もあるのではないかと。

（文化庁）文化審議会企画調査会において、文化財の単体としての保護あるいは活用から、地域の面的な部分を見据えて総合的に整備・活用していこうという議論がなされている。こうした点から、従来以上にまちづくりや地域振興と文化財との関連が深くなっており、文化財保護の所管がどちらであろうと、当然、都市計画や企画部門等、さまざまなところと連携を密にしてやっていく必要があると考えている。

（内閣官房）首長部局で所管することで、一概にこういうメリットがあると申し上げることは難しい。多くの自治体において、文化財と観光、まちづくり及び産業等との連携は重視されている。一方で、学校教育等との連携をさらに深めていこうという論点もある。そういったことから、現在でもそれぞれの自治体においていろいろな取組がされているところ。そうした取組がしやすくなるという点から、提案にあるような選択制はあり得る。一般的に首長部局に移管することが必ずプラスになるということではなく、自治体によって多様であると認識している。

（高橋部会長）一方で、提案団体から、地方自治法に基づく事務委任や補助執行では、書類の決裁や政策の意思決定に時間がかかるという支障事例をいただいているが、この点においても所管の選択制を可能とすべきとの意見もあると思うが、いかがか。

（文化庁）現在、文化審議会企画調査会で議論しており、今の段階で結論は申し上げられないが、事務委任等において事務の繁雑さがあることは承知している。

また、先ほどの回答の補足として、文化審議会企画調査会の議論の中でも挙げられていたが、仮に首長部局に移管するとしても、課題となるのは組織の問題、特に人材の確保である。地方によって、それぞれ専門性を有した人がいるところとないところがあり、そのような人材が確保できるかどうかで地域の実情も変わってくる。そういう意味で、それぞれの地方の実情に合わせて選択できる制度というのは、一つの方法としてあり得ると思われる。

（内閣官房）首長の判断によって、いろいろな取組が進んでいく、とりわけ、人材の確保等についても、創意工夫がなされることを期待する。また、国としてもそのような自治体の取組に対していろいろな形で応援することが必要ではないかと思う。

（高橋部会長）8月2日に開催された文化審議会企画調査会において、中間取りまとめのたたき台が提出されたと聞いたが、それについて説明いただきたい。

（文化庁）昨日開催された文化審議会企画調査会において、中間取りまとめのたたき台の案を資料として提出し、議論をいただいたところ。その資料の中に、「文化財保護の所管は教育委員会となっ

ているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要。

ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において、『どのような機関が文化財保護に関する事業を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき』とされており、(中略)このため、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要」と記載しており、これについても意見交換が行われたところ。(大橋構成員)平成25年の文化審議会企画調査会の報告にある4つの要請が担保されるということは重要なポイントである。一方で、観光立国推進基本計画や文化経済戦略特別チームの設立に見られるように、提案の趣旨は今の日本全体の一つの課題でもある。

自分自身、文化財保護に携わったことがあるが、遺跡等を静止的に保存するのであれば、一部局が専属的に実施することにより、非常に中立的に遂行することが可能だと思われる。ただ、考え方を少し変えて、産業が乏しい地方公共団体が観光に力を入れたいというときに、町のシンボルである古墳や遺跡を中核に置いて、社会教育の一環として活用しながら、ビューポイントがそこに当たるようなまちづくりを一体的に行うため、景観・まちづくり、観光と、史跡保護を調和的に行うことで町を発展させていけないか検討したところ、市民が非常に多くのシンポジウムを開き、町が活性化した例があった。

この際に感じたことは、道路等の公共事業関連の調査で文化財が発掘されたときに、開発側からの圧力が非常に強いことである。この場合、教育委員会が分離していることで圧力から距離を置けるという時代もあったかもしれないが、先の事例のように観光を中心に文化財を活用しようとすると、多くの資金を取り込んだり、ほかの事業を巻き込むなどしないと実現できないため、教育委員会が独立で制止するのではなく、首長が中核になって差配する必要がある。

4つの要請は審議会の設置等で担保することを保証した上で、今の時代に組織を固定する正当な根拠がないということから、昨日の文化審議会企画調査会における取りまとめたとき台が作成されたのではないかと考えている。地域が戦略的に文化財と観光等との調和を図るような形で踏み出したいというときに、それにふさわしい組織編成を選択したいということであれば、それを尊重することが地方分権ではないかと考えている。全ての自治体ではなく、手を挙げてやろうという意思があるところの後押しをしたいので、前向きに制度設計をしていただきたい。

(文化庁)繰り返しになるが、文化審議会企画調査会で議論しているところである。文化庁としては、関係部局とも連携しながら、どうすればより充実した文化財行政ができるかという観点から、柔軟、ニュートラルに考えていきたいと思っている。

(内閣官房)委員の御指摘に同感である。検討を進めるに当たり、地元を含め幅広い方々との議論を積み重ねたコンセンサスが必要と考える。内閣官房としては、文化庁と同様、問題意識を持って考えていきたい。

(高橋部会長)今後、どのように地方の意見を聞いていくのか。

(文化庁)文化審議会企画調査会で自治体からのヒアリングを予定している。

(高橋部会長)どのようなスケジュールを考えているのか。

(文化庁)8月末に中間まとめをして、年内を目途に答申の取りまとめをする予定。ただ、論点が多岐にわたっている上、来年の通常国会の法改正を目指して事務的な作業を並行して行う必要があり、ハードな日程である。

(高橋部会長)時期的には提案募集対応方針の閣議決定に足並みをそろえられるということか。

(齋藤参事官)然り。

(高橋部会長)仮に改正となると、文化財保護法の改正法案になるのか。

(文化庁)然り。

(高橋部会長)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正もあるか。

(文化庁)然り。

(文部科学省)当然、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正も必要となるが、文化財保護法の改正の関連法という形の位置づけになると考えている。

(大村次長)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についても、文化財保護法の改正と

同じようなスケジュールで検討されるということか。

(文部科学省) 文化審議会において、4つの要請等の課題がクリアできるのではないかということになった場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律について、中央教育審議会において同時並行で検討を行うことになる。最終的な結論がそろったところで、法改正を行うかどうかという話になる。

(高橋部会長) 法律の所管省庁として、地方分権の議論等のスケジュールをよく把握した上で、今後のスケジュールを検討されているということによいか。

(文部科学省) 然り。当然、文化審議会で審議をいただく前提であり、現時点で約束はできないが、事務的にスケジュールを敷いていくと、対応方針の閣議決定に間に合うよう、省として何らかの結論を出すことになる。

(高橋部会長) 仮に改正するとなれば、時間的な余裕はあるということによいか。

(文部科学省) かなり厳しいが、不可能ではない。

(高橋部会長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は地方分権一括法にならないのか。

(大村次長) 文化財保護法の改正時に合わせて対応するか、地方分権一括法にするかは選択できるので、事務局として相談させていただきたい。

(高橋部会長) 結論を先取りしたわけではなく、あくまでもその方向で検討いただきたいと考えている。今月中に中間取りまとめが出るとのことだが、2次ヒアリングまでに文化庁としての方向性が示されるということによいか。

(文化庁) 昨日の文化審議会企画調査会における議論を踏まえて修正したものが中間まとめになるかと思う。そこから、さらに議論を続け、年末を目途に最終まとめになるので、それほど大きくは変わらないと思われる。一方、具体的にどこまで詰めた制度設計ができるかというところはある。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでにどこまで詰められるかということはあると思うが、何らかの形で閣議決定に盛り込めればというのが我々の願い。

(内閣官房) 内閣官房としても、こうした論点は重要と認識している。一方で、制度を所管していないため、そうした問題意識をもって文化庁に引き続き働きかけ、相談したい。

(高橋部会長) その際、文化審議会の意見だけでなく、教育委員会や有識者への意見聴取等、幅広く検討いただきたい。

(磯部構成員) 4つの要請は答申の中に書き込まれたということだが、法律には書かれていないのか。

(文化庁) 書かれていない。

(高橋部会長) 引き続き、事務局を通じてよく調整していきたいので、よろしく願います。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)